

令和 6 年度  
消防設備保守点検委託業務

仕 様 書

[令和 6 年 3 月]

国頭地区行政事務組合

【施設名：やんばる環境センター・やんばる美化センター】

# 令和6年度 消防設備保守点検委託仕様書

## 1. 基本事項

本業務は、国頭地区行政事務組合が管理する建築物（やんばる美化センター）の消防設備を適正に維持保全するために必要な、点検及び保守等の保全業務を本見積仕様書により、円滑に実施するものである。

## 2. 保守点検業務概要

(消防設備)

|                |    |
|----------------|----|
| (1) 消火器        | 一式 |
| (2) パッケージ型消火設備 | 一式 |
| (3) 自動火災報知器    | 一式 |
| (4) 誘導灯及び誘導標識  | 一式 |
| (5) 火災通報装置     | 一式 |
| (6) 配線点検       | 一式 |

## 3. 業務名

令和6年度 消防設備保守点検委託業務

## 4. 履行場所

- 1) 国頭村字宇嘉 1179-416 (やんばる環境センター)
- 2) 国頭村字宇嘉 1179-402 (やんばる美化センター)

## 5. 履行期間

- 1) 令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

## 6. 保守点検

### (1) 点検内容及び方法

消防用設備の点検は、消防法第17条の3の3、及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、「消防設備等の点検の基準及び消防用設備等点検報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和50年消防庁告示第3号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じて、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

|            |        |
|------------|--------|
| 機能点検       | 1回／6ヶ月 |
| 機能点検及び総合点検 | 1回／1年  |

なお、消防法施行規則の一部改正（平成14年総務省令第105号）に伴う事項については、関係告示の定めるところによること。  
自家用発電設備については、保安規定（電気事業法42条）、建築基準法及び消防法の定めるところにより適正に点検を実施し、必要に応じて、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

## (2) 年間定期点検作業計画

関係者と密接な協議調整のうえ、年度当初に点検作業における日時・要領・仮設・安全等の計画を立て、作業の円滑を図ること。

## (3) 一般事項

点検を行うにあたっては、関係者と十分協議し危害発生の防止を図るとともに当点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

点検終了は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再確認することにより必ず元の状態に復元しておくものとし、機器類は、点検と同時に清掃を行うこと。

## (4) 点検資格者

点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者とし、点検作業中は、消防設備士免状等を携帯していること。

(消防法第17条の3の3、第17条の13)

自家用発電設備の点検については、自家用発電設備専門技術者が行うこと。

((社) 日本内燃力発電設備協会)

## (5) 受注者の負担の範囲

- イ. 点検に必要な工具、計測器機等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ロ. 保守に必要な消耗部品又は材料・油脂等は、受注者の負担とする。
- ハ. 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

## (6) 異常時の対処、臨機の措置

保守点検期間中及び点検時に、機器等に以上が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、施設管理者に通報し対応方法等について協議すること。

## 7. 業務の安全衛生管理

業務担当者の安全衛生に関する事項については、業務責任者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

表1 非常用照明措置

| 点検項目                | 点検内容   | 周期                       | 備考 |
|---------------------|--|--------------------------|----|
| 1 外観点検              | ①照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する<br>②照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否を点検する。<br>③充電表示灯のあるものは、点検していることを確認する。<br>ただし、充電表示灯がないバッテリーモニター付きの器具の場合は、表示灯が不点の場合であっても試験停電により所定の動作（赤色ランプの不点又は点灯）を点検する。<br>④防災性能評定マーク（BCJ マーク）又は自主評定マーク（JIL 適合マーク）の有無を確認する。 | 6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M |    |
| 2 機能点検              | ①ランプの汚れ、劣化等の有無を点検する。<br>②点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。<br>③電池内蔵型照明器具は30分間以上（48時間以上充電後）継続して有效地に点灯することを確認する。<br>④電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて30分間以上点灯することを確認する。  | 6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M |    |
| 3 照度測定              | ①JIS C 7612「照度測定方法」により、床面の水平面照度を測定する。<br>②測定位置は、避難行動に重要な箇所（例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所等）で、人の動線となる箇所とする。  | 6 M<br>6 M               |    |
| 4 予備電源<br>[内蔵型を除く。] | 蓄電池設備及び自家用発電設備の点検は、電気設備点検で実施する。本業務で実施する場合は、広島県電気保全業務共通仕様書を参照すること。  |                          |    |

表2 防火戸・ダンパー等

| 点検項目                         | 点検内容  | 周期                                     | 備考 |
|------------------------------|---|--|----|
| 1 機器点検<br>a 連動制御器<br>イ 連動制御器 | ①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。<br>②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。<br>③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。<br>④連動作動試験は、感知器の機能点検を行う加熱又は加煙試験において当該回線の末端機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。<br>⑤遠隔操作試験は、末端機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の末端機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。<br>⑥付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がることを確認する。 | 6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M |    |

|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
| ロ 予備電源                 | ①充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。<br>②常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。<br>③容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。  | 6 M<br>6 M<br>6 M                                    |
| ハ ランプ、スイッチ、ヒューズ        | ①各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。<br>②スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。<br>③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。   | 6 M<br>6 M<br>6 M                                    |
| b 感知器                  | ①変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。<br>②設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。<br>③設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。<br>④熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。<br>⑤煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。<br>⑥補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、動作が確実であることを確認する。<br>⑦イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。   | 6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M        |
| c 自動閉鎖装置<br>イ 防火戸、ダンパー | ①防火戸の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。<br>②防火戸及びダンパーが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。<br>③防火戸、ダンパー及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。<br>④温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。<br>⑤防火戸及びダンパーの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。<br>⑥連動制御器の作動指令により防火戸及びダンパーが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあっては、順送り作動が正常であることを確認する。<br>⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。<br>⑧防火戸及びダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。 | 6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M |
| ロ 防火シャッター              |   |  |

|                    |   |   |  |
|--------------------|---|---|--|
|                    | ①シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導の為に設置された表示、方向指示等がはつきりわかるることを確認する。<br>②防火シャッター及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。<br>③温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。<br>④シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ正常に作動することを確認する。<br>⑤連動制御器の作動指令により、シャッターが正常に作動することを確認する。<br>⑥ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に中間で停止できることを確認する。<br>⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。<br>⑧閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。 | 6 M   |  |
| 2 総合点検             |   | 6 M   |  |
| 3 絶縁抵抗測定           | ①煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。<br>②予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパー等が正常に作動することを確認する。  | 1 Y   |  |
| 4 建具<br>a 防火戸、非煙窓等 | 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。<br>・電源回路と大地間（1回線当たり）<br>・端末器回路と大地間（1回線当たり）<br>・感知器回路と大地間（1回線当たり）<br>・付属する音響装置にいたる回路と大地間   | 1 Y   |  |
| b 防火シャッター          | ①避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。<br>②作動状態の良否及び作動後の閉鎖状態の良否を確認する。<br>③建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。<br>④金物類のがたつき、緩み及び変形の有無を点検する。<br><br>①避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。<br>②開閉機構部の次の事項について確認する。<br>・開閉機構部の油漏れ及びモータの加熱及び異常音の有無<br>・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否<br>・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態<br>・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの摩耗の有無<br>・巻取りシャフト、スプロケットの変形の有無及び取付け状態の良否<br>③表面処理、腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。                 | 6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M<br>6 M |  |

## やんばる環境センター位置図





やんばる環境センター周辺拡大図

## やんばる美化センター位置図





## やんばる美化センター周辺拡大図